

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社府中植木（所在地 東京都府中市）に対して令和2年7月22日付けで行った指名停止措置について、指名停止措置期間の変更を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年9月18日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 石川 孝行 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社府中植木	東京都府中市若松町4-13-1

2. 指名停止措置期間：（当初） 令和2年7月22日～令和2年10月21日（3ヵ月）
（変更後） 令和2年7月22日～令和2年11月21日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の代表取締役は、東京都府中市発注の公園工事の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和2年6月2日に公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたが、同市市議から事前に入札情報を受けた見返りに現金100万円を渡していたとして、同年8月5日に贈賄の疑いで警視庁に再逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号に該当することから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）第3第5項を適用し、指名停止措置期間を変更するものである。

参考

- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3（抜粋）

（指名停止の期間の特例）

- 5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。（略）

- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、北芝電機株式会社（所在地 福島県福島市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 2 年 9 月 1 8 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号 新潟美咲合同庁舎 1 号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 石川 孝行 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
北芝電機株式会社	福島県福島市松川町字天王原9番地

2. 指名停止措置期間： 令和2年9月18日～令和2年10月17日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記業者は、遅くとも平成29年から令和元年5月までの間、請け負った建設工事の一部において、主任技術者を配置すべきところ、資格要件を満たさない技術者を配置した。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和2年6月23日に建設業許可部局である東北地方整備局長から指示処分を受けた。

5. 措置理由

このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内